令和７年度決算に基づく

千葉市健全化判断比率等審査意見書

千 葉 市 監 査 委 員

８監査報告第５号
令和８年８月１９日

千葉市長　神　谷　俊　一　様

千葉市監査委員　神　﨑　広　史
同　宮　原　清　貴
同　石　川　　弘
同　桜　井　秀　夫

令和７年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により審査に付された令和７年度決算に基づく千葉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目　　次

令和７年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第１　審査の対象 …… 1

第２　審査の期間 …… 1

第３　審査の着眼点 …… 1

第４　審査の主な実施内容 …… 1

第５　審査の日程 …… 1

第６　審査の結果 …… 2

【総括】

１　健全化判断比率 …… 4

２　資金不足比率 …… 5

【比率別状況】

１　健全化判断比率の状況 …… 6

（１）実質赤字比率 …… 6

（２）連結実質赤字比率 …… 8

（３）実質公債費比率 …… 10

（４）将来負担比率 …… 12

２　資金不足比率の状況 …… 14

（１）資金不足比率 …… 14

表記に関する注意事項

1　実質公債費比率（単年度）は、算定の基礎となる事項を記載した書類では小数点以下第５位まで表示されるが、小数点以下第３位を四捨五入して表示した。

2　文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満を切り捨てた。

令和７年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第１　審査の対象

１　令和７年度決算に基づく健全化判断比率

（１）実質赤字比率

（２）連結実質赤字比率

（３）実質公債費比率

（４）将来負担比率

２　令和７年度決算に基づく資金不足比率

３　上記各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和８年７月１日から同年８月５日まで

第３　審査の着眼点

国が作成した最新の「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」を参考とした。

第４　審査の主な実施内容

審査は、千葉市監査基準に基づき実施した。審査の方法については、審査に付された算定書類について、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により実施した。

第５　審査の日程

日付	内　　容	
令和８年７月１５日	概況説明の聴取	令和８年度第７回監査委員会議
令和８年８月　５日	復命	令和８年度第９回監査委員会議

第６　審査の結果

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の状況は以下のとおりである。

令和７年度決算に基づく健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－	－	10.1	121.4

※　実質赤字及び連結実質赤字が発生していないため「－」と表記した。

令和７年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

病院事業	下水道事業	水道事業	農業集落排水事業	地方卸売市場事業	動物公園事業
－	－	－	－	－	－

※　資金不足が発生していないため「－」と表記した。

参考

健全化判断比率等の算定対象となる会計

<table>
<tr><td rowspan="8">一般会計等（8会計）</td><td colspan="3">一　般　会　計</td><td rowspan="8">実質赤字比率</td><td rowspan="15">連結実質赤字比率</td><td rowspan="15">実質公債費比率・将来負担比率</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="7">一般会計等に属する特別会計
（7会計）</td><td>母子父子寡婦福祉資金貸付事業</td></tr>
<tr><td>霊園事業</td></tr>
<tr><td>都市計画土地区画整理事業</td></tr>
<tr><td>市街地再開発事業</td></tr>
<tr><td>公共用地取得事業</td></tr>
<tr><td>学校給食事業</td></tr>
<tr><td>公債管理</td></tr>
<tr><td rowspan="7">公営事業会計（10会計）</td><td colspan="2" rowspan="4">一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計（4会計）</td><td>国民健康保険事業</td><td rowspan="7">※資金不足比率</td></tr>
<tr><td>介護保険事業</td></tr>
<tr><td>後期高齢者医療事業</td></tr>
<tr><td>競輪事業</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公営企業会計
（6会計）</td><td rowspan="4">法適用企業
（4会計）</td><td>病院事業</td></tr>
<tr><td>下水道事業</td></tr>
<tr><td>農業集落排水事業</td></tr>
<tr><td>水道事業</td><td rowspan="2">法非適用企業
（2会計）</td><td>地方卸売市場事業</td></tr>
<tr><td colspan="3">動物公園事業</td></tr>
<tr><td colspan="4">一部事務組合　（千葉県市町村総合事務組合）
広域連合　（千葉県後期高齢者医療広域連合）</td></tr>
</table>

※　資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。

【総括】

1　健全化判断比率

令和７年度決算に基づく健全化判断比率は、表１のとおりである。

表１　令和７年度決算に基づく健全化判断比率

（単位：％、ポイント）

区　　分	**令和７年度**	令和６年度	前年度増減	**早期健全化基準**	財政再生基準
実質赤字比率	**－**	－	－	**11.25**	20.00
連結実質赤字比率	**－**	－	－	**16.25**	30.00
実質公債費比率	**10.1** **(9.98)**	10.4 (9.92)	△0.3 (0.06)	**25.0**	35.0
将来負担比率	**121.4**	120.1	1.3	**400.0**	

（注）１　実質公債費比率の（　）内の数値は、単年度の数値である。
　　２　詳細については、p.6～13 を参照。

実質赤字比率は、一般会計等における実質収支が黒字となったため、前年度と同様に発生しない。

連結実質赤字比率は、全会計において実質赤字が生じていないため、前年度と同様に発生しない。

実質公債費比率は 10.1％で、前年度と比較すると 0.3 ポイントの低下である。

なお、単年度の比率は 9.98％で、前年度と比較すると 0.06 ポイントの上昇である。主な理由は、準元利償還金が増加したことによるものである。

将来負担比率は 121.4％で、前年度と比較すると 1.3 ポイントの上昇である。主な理由は、地方債の現在高が増加したことによるものである。

いずれの比率においても早期健全化基準を下回る結果となっている。

なお、実質公債費比率及び将来負担比率の推移は、図１のとおりである。

図１　実質公債費比率及び将来負担比率の推移

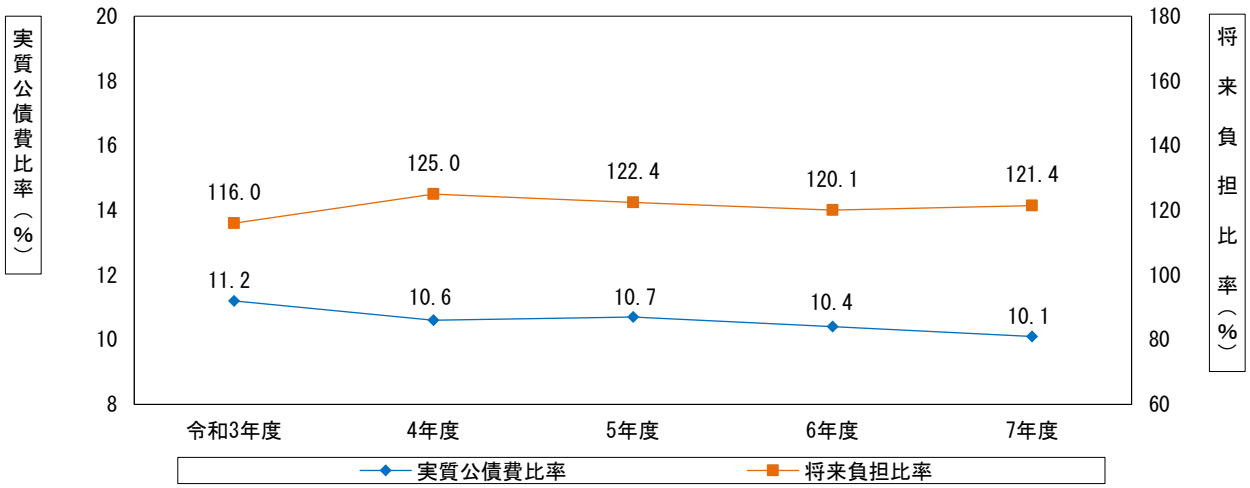

２　資金不足比率

令和７年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率は、表２のとおりである。

表２　令和７年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率

（単位：％、ポイント）

区　　分	**令和７年度**	令和６年度	前年度増減	**経営健全化基準**
病　院　事　業	－	－	－	20.0
下 水 道 事 業	－	－	－	
農業集落排水事業	－	－	－	
水　道　事　業	－	－	－	
地方卸売市場事業	－	－	－	
動 物 公 園 事 業	－	－	－	

（注）詳細については、p. 14、15 を参照。

各公営企業会計における資金不足比率は、前年度と同様に資金の不足額がないため、当該比率は発生しない。

表３　法適用企業における資金剰余額の推移

（単位：千円）

区　　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
病 院 事 業	5,361,345	6,848,869	5,794,469	4,073,367	2,589,539
下水道事業	1,381,661	1,032,295	1,365,749	1,984,670	2,379,435
農 業 集 落 排 水 事 業	－	－	－	9,784	11,222
水 道 事 業	224,755	143,753	139,173	227,971	243,936

（注）１　資金剰余額とは、資金不足額の正負の符号を逆にしたものである。
　　２　資金不足額の算定式は、p. 14 の２（１）アを参照。

用語説明

早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準であり、比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画を定めることとなる。

財政再生基準

国等の関与により計画的に財政の再生を図るべき基準であり、将来負担比率を除く比率のいずれかが基準以上である場合には、財政再生計画を定めることとなる。

経営健全化基準

自主的かつ計画的に経営の健全化を図るべき基準であり、比率が基準以上である場合には、経営健全化計画を定めることとなる。

【比率別状況】

1　健全化判断比率の状況

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

（１）実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標であり、一般会計等の実質赤字額がマイナスとなる場合は、黒字であり当該比率は発生しない。

ア　実質赤字比率の算定

実質赤字比率の算定式は、次のとおりで、一般会計等における実質収支が黒字となり、実質赤字額がマイナスとなったことから、実質赤字比率は発生しない。

$$\text{実質赤字比率}\ [\ -\ ] = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額［△2,462,905千円］}}{\text{標準財政規模［277,881,267千円］}}$$

イ　実質赤字比率の前年度比較

実質赤字比率は、表４のとおり前年度と同様に発生しない。

表４　実質赤字比率の前年度比較

（単位：%、ポイント）

区　　分	令和７年度	令和６年度	前年度増減
実質赤字比率	－	－	－

ウ　実質赤字比率の算定内訳

一般会計等の実質赤字額は、表５のとおりである。

表５　一般会計等の実質赤字額

（単位：千円）

区　　分	歳入総額 a	歳出総額 b	形式収支額 c＝a－b	翌年度に繰り越すべき財源 d	令和7年度実質収支額 e＝c－d	令和6年度実質収支額 f	増減額 e－f
一般会計	569,670,664	565,989,395	3,681,269	1,218,364	2,462,905	2,981,132	△518,227
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	653,451	449,685	203,766	203,766	0	0	0
霊園事業	975,516	975,516	0	0	0	0	0
都市計画土地区画整理事業	555,007	540,433	14,574	14,574	0	0	0
市街地再開発事業	478,696	478,696	0	0	0	0	0
公共用地取得事業	1,673	1,673	0	0	0	0	0
学校給食事業	9,775,321	9,775,321	0	0	0	0	0
公債管理	139,168,092	139,168,092	0	0	0	0	0
合　計	721,278,420	717,378,811	3,899,609	1,436,704	2,462,905	2,981,132	△518,227
				実質赤字額	△2,462,905	△2,981,132	518,227

一般会計等の実質赤字額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が24億6,290万円となったことから、△24億6,290万円（黒字）である。

なお、実質収支額を前年度と比較すると5億1,822万円減少しているが、これは一般会計の実質収支額が減少したことによるものである。

標準財政規模は、表６のとおりである。

表６　標準財政規模

（単位：千円）

区　　分	令和７年度	令和６年度	増　減　額
標　準　税　収　入　額　等	247,182,000	237,850,851	9,331,149
普　通　交　付　税　交　付　額	30,699,267	28,816,373	1,882,894
臨時財政対策債発行可能額	0	3,756,981	△3,756,981
標　準　財　政　規　模	277,881,267	270,424,205	7,457,062

標準財政規模は、普通交付税の算定における標準税収入額等、普通交付税交付額及び臨時財政対策債発行可能額を合算したもので、2,778億8,126万円である。

標準財政規模を前年度と比較すると74億5,706万円増加しているが、これは主に標準税収入額等が増加したことによるものである。

用語説明

標準財政規模

地方公共団体における一般財源の標準的な規模を示すものであり、普通交付税の算定における標準税収入額等（市税、地方譲与税など）、普通交付税交付額及び臨時財政対策債発行可能額を合算したもの

臨時財政対策債発行可能額

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第５条の特例として発行される地方債の発行可能額

（２）連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全１８会計を対象とした連結実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標であり、連結実質赤字額がマイナスとなる場合は、黒字であり当該比率は発生しない。

ア　連結実質赤字比率の算定

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりで、全会計における連結実質収支が黒字となり、連結実質赤字額がマイナスとなったことから、連結実質赤字比率は発生しない。

$$\text{連結実質赤字比率}\ [\ -\ ] = \frac{\text{連結実質赤字額}\ [\triangle 10,542,252\text{千円}]}{\text{標準財政規模}\ [277,881,267\text{千円}]}$$

イ　連結実質赤字比率の前年度比較

連結実質赤字比率は、表７のとおり前年度と同様に発生しない。

表７　連結実質赤字比率の前年度比較

（単位：%、ポイント）

区　　分	**令和７年度**	令和６年度	前年度増減
連結実質赤字比率	**－**	－	－

ウ　連結実質赤字比率の算定内訳

連結実質赤字額は、表８のとおりである。

表８　連結実質赤字額

（単位：千円）

区分			実質収支額又は資金剰余額		増減額
			令和７年度	令和６年度	
一般会計等（８会計）a			2,462,905	2,981,132	△518,227
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計（４会計）b		国民健康保険事業	675,390	58,299	617,091
		介護保険事業	1,585,522	1,937,691	△352,169
		後期高齢者医療事業	583,558	106,953	476,605
		競輪事業	10,745	9,600	1,145
	小計		2,855,215	2,112,543	742,672
公営企業会計（６会計）c	法適用企業（４会計）	病院事業	2,589,539	4,073,367	△1,483,828
		下水道事業	2,379,435	1,984,670	394,765
		農業集落排水事業	11,222	9,784	1,438
		水道事業	243,936	227,971	15,965
	法非適用企業（２会計）	地方卸売市場事業	0	0	0
		動物公園事業	0	0	0
	小計		5,224,132	6,295,792	△1,071,660
合計　a＋b＋c			10,542,252	11,389,467	△847,215
連結実質赤字額			△10,542,252	△11,389,467	847,215

（注）公営企業会計（６会計）については、資金剰余額を記載している。

連結実質赤字額は、一般会計等の実質収支額、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額及び公営企業会計の資金剰余額を加えたものが 105 億 4,225 万円となったことから、△105 億 4,225 万円（黒字）である。

なお、連結実質収支額を前年度と比較すると 8 億 4,721 万円減少しているが、これは主に病院事業の資金剰余額が減少したことによるものである。

（３）実質公債費比率

実質公債費比率は、算定対象となる会計が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が、標準財政規模に占める割合を表す指標で、単年度の実質公債費比率３か年分を平均したものである。

ア　実質公債費比率の算定

実質公債費比率（10.1%）の算定式は、次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率（単年度）}\ [9.98\%] = \frac{\left(\text{地方債の元利償還金 a}\ 20{,}388{,}720\text{千円} + \text{準元利償還金 b}\ 42{,}409{,}711\text{千円}\right) - \left(\text{特定財源 c}\ 12{,}450{,}280\text{千円} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d}\ 25{,}109{,}501\text{千円}\right)}{\text{標準財政規模 e}\ 277{,}881{,}267\text{千円} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d}\ 25{,}109{,}501\text{千円}}$$

（単位：%）

実質公債費比率（３か年平均）	令和７年度	令和６年度	令和５年度
10.1	9.98	9.92	10.67

イ　実質公債費比率の前年度比較

実質公債費比率は、表９のとおり 10.1%で、前年度と比較すると 0.3 ポイント低下している。

なお、単年度の実質公債費比率は、9.98%で、前年度と比較すると、0.06 ポイント上昇している。

表９　実質公債費比率の前年度比較

（単位：%、ポイント）

区　　分	令和７年度 A	令和６年度 B	令和５年度	令和４年度	前年度増減 A−B又はC−D
実質公債費比率（単年度）	9.98	9.92	10.67	10.70	0.06
令和７年度実質公債費比率（３か年平均）C	10.1				△0.3
令和６年度実質公債費比率（３か年平均）D		10.4			

ウ　単年度の実質公債費比率の算定内訳

単年度の実質公債費比率の算定内訳は、表１０のとおりである。

表１０　単年度の実質公債費比率の算定内訳

（単位：千円）

区分				令和７年度	令和６年度	増減額
分子	地方債の元利償還金　a			20,388,720	21,779,814	△1,391,094
	準元利償還金 b	満期一括償還地方債の１年当たりの元金償還金相当額		31,921,151	31,253,094	668,057
		企業債の償還に係る公営企業会計繰出金	病院事業	1,659,207	1,551,551	107,656
			下水道事業	6,491,303	6,458,828	32,475
			農業集落排水事業	269,220	313,409	△44,189
			水道事業	436,307	444,912	△8,605
			地方卸売市場事業	95,463	68,703	26,760
			動物公園事業	73,505	90,843	△17,338
		公債費に準ずる債務負担行為	PFI事業によるもの	114,194	217,595	△103,401
			五省協定によるもの	244,849	73,425	171,424
			その他	1,104,512	1,067,996	36,516
		一時借入金利子		0	0	0
		小計		42,409,711	41,540,356	869,355
	特定財源　c			12,450,280	11,700,809	749,471
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額　d			25,109,501	27,527,015	△2,417,514
	（a＋b）－（c＋d）			25,238,650	24,092,346	1,146,304
分母	標準財政規模　e			277,881,267	270,424,205	7,457,062
	e－d			252,771,766	242,897,190	9,874,576

分子は、地方債の元利償還金に準元利償還金を加えたものから、特定財源に元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を加えたものを差し引いた 252 億 3,865 万円であり、前年度と比較すると 11 億 4,630 万円増加しているが、これは主に元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が減少したことによるものである。

分母は、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた 2,527 億 7,176 万円であり、前年度と比較すると 98 億 7,457 万円増加しているが、これは主に標準財政規模が増加したことによるものである。

用語説明

地方債の元利償還金

一般会計等における地方債の元金と利子の償還に係る経費であり、繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る経費を除いたもの

準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるとみなされる経費で、満期一括償還地方債の１年当たりの元金償還金相当額（市債管理基金積立相当額及び積立不足考慮額）、企業債償還に充てたとみなされる公営企業会計繰出金、公債費に準ずる債務負担行為及び一時借入金利子

特定財源

都市計画事業の財源として発行した地方債の元金や利子の償還に充てた都市計画税及び公営住宅使用料等

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金に係る経費として、地方交付税の算定に用いられた額

（４）将来負担比率

将来負担比率は、算定対象となる会計が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に占める割合を表す指標である。

ア　将来負担比率の算定

将来負担比率（121.4%）の算定式は、次のとおりである。

将来負担比率［121.4%］		将来負担額 a	－	充当可能財源等 b		分子 A
		1,058,955,412千円		751,957,539千円		306,997,873千円
	＝				＝	
		標準財政規模 c	－	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d		分母 B
		277,881,267千円		25,109,501千円		252,771,766千円

イ　将来負担比率の前年度比較

将来負担比率は、表１１のとおり 121.4%で、前年度と比較すると、1.3 ポイント上昇している。

表１１　将来負担比率の前年度比較

（単位：%、ポイント）

区　　分	**令和７年度**	令和６年度	前年度増減
将来負担比率	**121.4**	120.1	1.3

ウ　将来負担比率の算定内訳

将来負担比率の算定内訳は、表１２のとおりである。

表１２　将来負担比率の算定内訳

（単位：千円）

区分				令和７年度	令和６年度	増減額
分子	将来負担額 a	地方債の現在高		850,640,139	835,621,173	15,018,966
		公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額		8,977,610	10,014,922	△1,037,312
		企業債の償還に係る公営企業会計繰出見込額		136,372,762	124,729,635	11,643,127
		退職手当負担見込額		62,964,901	60,570,787	2,394,114
		設立法人の負債額等負担見込額		0	0	0
		連結実質赤字額		0	0	0
		小計		1,058,955,412	1,030,936,517	28,018,895
	充当可能財源等 b	充当可能基金額	市債管理基金	132,825,319	127,067,743	5,757,576
			財政調整基金	4,545,190	9,936,982	△5,391,792
			その他基金	18,803,384	14,908,775	3,894,609
		充当可能な特定財源見込額	都市計画税	150,405,544	144,211,288	6,194,256
			公営住宅使用料	7,432,763	7,488,322	△55,559
			その他特定財源	352,837	329,915	22,922
		基準財政需要額算入見込額		437,592,502	435,248,848	2,343,654
		小計		751,957,539	739,191,873	12,765,666
A ＝ a－b				306,997,873	291,744,644	15,253,229
分母	標準財政規模 c			277,881,267	270,424,205	7,457,062
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d			25,109,501	27,527,015	△2,417,514
B ＝ c－d				252,771,766	242,897,190	9,874,576

分子は、将来負担額から、充当可能財源等を差し引いた3,069億9,787万円であり、前年度と比較すると152億5,322万円増加しているが、これは主に地方債の現在高が増加したことによるものである。

分母は、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた2,527億7,176万円であり、前年度と比較すると98億7,457万円増加しているが、これは主に標準財政規模が増加したことによるものである。

用語説明

退職手当負担見込額

職員の全員が当年度末において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

基準財政需要額算入見込額

地方債の現在高及び公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額等に対して、その償還等に要する経費として普通交付税の算定の際に基準財政需要額に算入されることが将来見込まれる額

２　資金不足比率の状況

（１）資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計６会計ごとの資金の不足額が、各会計の事業規模に占める割合を表す指標である。

ア　資金不足比率の算定

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額※}}{\text{事業の規模（営業収益）}}$$

※　資金の不足額
・法適用企業　［（流動負債－控除企業債等）＋算入地方債－（流動資産－控除財源等）］
・法非適用企業　［歳出総額 －（歳入総額－翌年度に繰り越すべき財源）］

（ア）法適用企業における資金不足比率

法適用企業における資金不足比率は、表１３のとおりである。

表１３　法適用企業における資金不足比率

（単位：千円、％）

区分	流動負債 a	控除企業債等 b	算入地方債 c	流動資産 d	控除財源等 e	資金の不足額 A=(a-b)+c-(d-e)	事業の規模(営業収益) B	資金不足比率 A／B
病院事業	15,128,701	2,274,191	208,986	15,660,205	7,170	△2,589,539	19,777,790	－
下水道事業	21,933,697	14,914,495	47,603	9,446,240	0	△2,379,435	18,420,606	－
農業集落排水事業	474,173	239,608	12,770	258,557	0	△11,222	53,277	－
水道事業	2,235,323	968,361	1,500	1,512,398	0	△243,936	972,815	－

（注）資金の不足額欄のマイナスは、資金剰余の状況であることを示している。

法適用企業における資金の不足額は、企業ごとに、流動負債から控除企業債等を控除した額に算入地方債現在高を加えた額から、流動資産から控除財源等を控除した額を差し引いたものであり、いずれの企業においても資金剰余の状況で、資金の不足額がないことから、当該比率は発生しない。

（イ）法非適用企業における資金不足比率

法非適用企業における資金不足比率は、表１４のとおりである。

表１４　法非適用企業における資金不足比率

（単位：千円、％）

区分	歳出総額 a	歳入総額 b	翌年度に繰り越すべき財源 c	資金の不足額 A=a-(b-c)	事業の規模(営業収益) B	資金不足比率 A／B
地方卸売市場事業	1,034,158	1,034,158	0	0	457,784	－
動物公園事業	1,128,207	1,128,207	0	0	354,541	－

法非適用企業における資金の不足額は、歳入総額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額を歳出総額から差し引いたものであり、いずれの企業においても、資金の不足額がないことから、当該比率は発生しない。

イ　資金剰余額の前年度比較

資金剰余額を前年度と比較すると、表１５のとおりである。

表１５　資金剰余額の前年度比較

（単位：千円）

区　分		令和７年度	令和６年度	増　減　額
法適用	病　院　事　業	2,589,539	4,073,367	△1,483,828
	下　水　道　事　業	2,379,435	1,984,670	394,765
	農業集落排水事業	11,222	9,784	1,438
	水　道　事　業	243,936	227,971	15,965
法非適用	地方卸売市場事業	0	0	0
	動 物 公 園 事 業	0	0	0

法適用企業における資金剰余額を前年度と比較すると、病院事業で 14 億 8,382 万円減少しているものの、下水道事業で 3 億 9,476 万円、農業集落排水事業で 143 万円、水道事業で 1,596 万円増加している。

法非適用企業である地方卸売市場事業及び動物公園事業では、両年度とも資金剰余額は生じていない。

用語説明

法適用企業会計

地方公営企業法第２条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計

法非適用企業会計

地方財政法第６条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外の特別会計

控除企業債等

次の額を合計したもの

（１）貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額（控除企業債等）

（２）貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金によることとしているものの額（控除未払金等）

（３）連結実質赤字比率の算定上、現金会計である一般会計又は法非適用会計等との間で生じる重複額（控除額）

算入地方債

建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第１２条及び附則第８条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

控除財源等

次の額を合計したもの

（１）算定対象年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、算定対象年度に収入された部分に相当する額（控除財源）

（２）連結実質赤字比率の算定上、現金会計である一般会計又は法非適用会計等との間で生じる重複額（控除額）